

8月号の答えは **C** (ア)電気工作物の設置者 (イ)国

電気事業法では、電気関係報告規則によって、“電気事故”を起こした**電気工作物の設置者**に対して、“電気事故報告書”を**国**へ、提出することを義務付けており、事故の発生状況等により随時見直しが行われている。